

## II 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

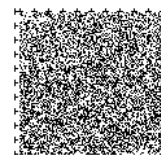
### 1 計画策定の趣旨・背景

本市では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、平成30（2018）年3月に「小金井市障害者計画」、令和3（2021）年3月に「第6期小金井市障害福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現」を念頭に、次期計画である「小金井市障害者計画・第7期小金井市障害福祉計画・第3期小金井市障害児福祉計画」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

### 2 計画の期間

今回策定する「小金井市障害者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で計画の期間とします。また、「第7期小金井市障害福祉計画」及び「第3期小金井市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画				障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
		第2期障害児福祉計画		第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		



### 3 市の現状

本市における統計資料（各年4月1日現在）より、現状は以下のとおりです。

#### (1) 身体障がい者

障がいの等級別の推移をみると、最も多いのは1級で、令和4（2022）年には853人となっています。次いで多いのは4級で、令和4（2022）年には663人となっています。

障がい別・等級別の推移をみると、いずれの年も肢体不自由が多いですが、減少傾向にあります。

身体障害者手帳 年齢別・身体障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

身体障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	70	72	70	70	73	73
18歳～64歳	747	727	720	724	716	725
65歳以上	1,744	1,757	1,767	1,773	1,752	1,760
合計	2,561	2,556	2,557	2,567	2,541	2,558

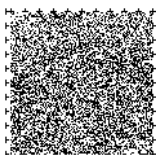
資料：庁内資料(各年4月1日)

身体障害者手帳 等級別・身体障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

身体障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	899	894	880	879	860	853
2級	333	332	336	333	340	343
3級	420	420	411	409	397	394
4級	610	612	625	640	644	663
5級	142	146	154	153	144	141
6級	157	152	151	153	156	164
合計	2,561	2,556	2,557	2,567	2,541	2,558

資料：庁内資料(各年4月1日)



身体障害者手帳 障がい別・等級別手帳所持者数の推移

単位：人

身体障がい者	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
視覚障がい等	175	176	178	182	190	193	
聴覚障がい等	262	262	268	271	268	273	
音声言語又はそしゃく 機能障がい	35	37	34	33	29	31	
肢体不自由	1,250	1,225	1,203	1,188	1,142	1,128	
内部 機能 障がい	呼吸器機能障がい	31	37	35	30	32	32
	腎臓機能障がい	190	196	198	196	197	200
	心臓機能障がい	466	471	488	503	507	513
	ぼうこう又は直腸 機能障がい	112	118	119	121	128	143
	小腸機能障がい	2	2	3	5	4	4
	免疫機能障がい	30	26	26	32	39	36
	肝臓機能障がい	8	6	5	6	5	5
	小計	839	856	874	893	912	933
合計	2,561	2,556	2,557	2,567	2,541	2,558	

資料：庁内資料(各年4月1日)

(2) 知的障がい者

平成29(2017)年度から令和4(2022)年度までの推移をみると、知的障がい者(児)は毎年度増加傾向にあります。

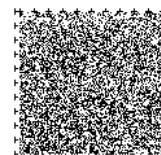
障がいの等級別では、いずれの年も「4度」が最も多くなっています。

愛の手帳 年齢別・知的障がい者数(手帳所持者数)の推移

単位：人

知的障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	170	176	176	189	196	201
18歳～64歳	393	409	416	414	417	432
65歳以上	36	36	38	41	42	41
合計	599	621	630	644	655	674

資料：庁内資料(各年4月1日)



愛の手帳 等級別・知的障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

知的障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1度	19	19	17	17	16	16
2度	165	169	179	183	185	186
3度	137	137	133	141	149	151
4度	278	296	301	303	305	321
合計	599	621	630	644	655	674

資料：庁内資料(各年4月1日)

### (3) 精神障がい者

手帳の等級別では、「2級」が最も多くなっており、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までの推移をみると、増加傾向となっています。

なお、発達障がい者や高次脳機能障がい者も、精神障がいの範囲に含まれ、障がい者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となっています。

精神障害者保健福祉手帳 年齢別・精神障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

精神障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	8	9	10	21	21	29
18歳～64歳	632	713	784	818	816	877
65歳以上	128	132	139	135	128	131
合計	768	854	933	974	965	1,037

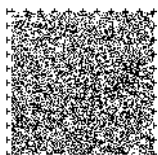
資料：庁内資料(各年4月1日)

精神障害者保健福祉手帳 等級別・精神障がい者数（手帳所持者数）の推移

単位：人

精神障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	57	55	68	69	63	72
2級	408	460	496	506	487	511
3級	303	339	369	399	415	454
合計	768	854	933	974	965	1,037

資料：庁内資料(各年4月1日)



精神保健分野においては、平成18（2006）年度の障害者自立支援法施行に伴い、それまでの「通院医療費公費負担制度」から「自立支援医療（精神通院）」へ制度が移行しました。申請数者は、令和4（2022）年度には2,206人となっています。

自立支援医療（精神通院）申請者数の推移

単位：人

精神障がい者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申請者数	1,772	1,885	1,969	2,018	1,354	2,206

※令和3（2021）年については、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う有効期間1年間延長の措置がされたため、申請者数が減少

資料：庁内資料(各年4月1日)

#### (4) 難病患者について

平成23（2011）年8月に障害者基本法が改正され、さらに平成25（2013）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されたことにより、障がい者の範囲に「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」として難病患者（特殊疾病患者）が加えられました。

また、平成27（2015）年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療費等に関する法律」で国における指定難病の対象疾病が拡大され、令和3（2021）年11月1日現在では、指定難病は338疾病に拡大されています。

東京都においては、国における指定難病の他、東京都単独の対象疾病8疾病、特定疾患治療研究事業対象疾病2疾病及び特殊医療費助成対象疾病2疾病（いずれも令和5（2023）年4月1日現在）なども含め、医療費を助成しています。

難病等医療費助成申請者数の推移

単位：人

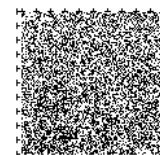
難病患者等	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申請者数	1,522	1,539	1,600	1,651	882	1,803

※令和3（2021）年については、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う有効期間1年間延長の措置がされたため、申請者数が減少

資料：庁内資料(各年4月1日)

#### (5) 他の障がいについて

治療法が確立されておらず、日常生活に多くの困難や課題を抱える病気があったとしても、「障がい者」とは認められず支援を受けられない方もいる現状があります。



## 4 基本理念（小金井市障がい者ビジョン）

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉の取組との連続性、整合性から小金井市障がい者ビジョン「障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」をめざします。

### 【小金井市障がい者ビジョン】

障がいのある人もない人も  
それぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、  
住み慣れた地域でともに支え合いながら、  
安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現

## 5 基本目標

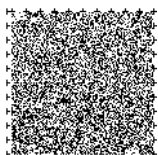
### （1）市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

地域において、全ての人が障がいの有無、障がいの種別などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに協力する「共生都市」を実現するためには、障がい及び障がいのある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動をさらに推進していきます。

### （2）障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

障がいのある子どもが、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、インクルーシブ教育の推進に向け、必要な施策や整備を図ります。

また、障がいのある人の自立した生活には、働く場所の確保や障がい特性等の理解促進、安定した収入などが必要です。一般就労の支援では、企業への雇用促進や職場環境における配慮等の啓発を行い、福祉的就労の支援では、障害福祉サービスによる社会参加や物品等の優先調達等による工賃向上を促進します。



さらに、障がいのある人が、スポーツ活動やレクリエーション活動、文化・芸術活動に参加し、生活に生きがいと潤いをもたらすことができる環境づくりを推進します。

### (3) 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がいのある人が地域で安心して暮らすため、各種障害福祉サービスによる生活支援や日中の活動場所の確保、支援体制の強化などに取り組み、自立や社会参加を促進します。障害福祉サービスに関する制度や申請手続き、事業所などの情報提供をより一層推進します。

また、障がいの発生時期や原因は様々であり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。

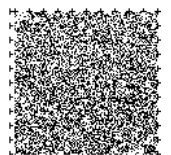
さらに、障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、経済的な安定が重要であるため、各種手当や年金の支給等により、自立した生活を支援します。

### (4) 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が地域における活動や社会参加において、外出が容易にできる生活環境の整備に努め、外出支援や社会参加を促進します。

障がいのある人が地域で安全に暮らせるよう、地域全体で防災・生活安全対策に取り組むことが重要であり、災害や犯罪に遭った場合に被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな取組や支援を実施します。

さらに、障がいのある人が可能な限り、自ら情報を取得し利用できるよう、広報紙や市の公式サイト等の様々な手段で、見やすく分かりやすい情報提供を行うとともに、障がいのある人が自立した生活や社会参加において、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、コミュニケーションの支援を促進します。



## 6 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として  
自立し、住み慣れた地域とともに支え合いながら、安心して暮らしていける  
共生都市・小金井の実現

1 市民一人ひとりの理解と  
交流を育む意識づくり

(1) 広報・啓発活動

2 障がいのある人の社会参  
加や就労に向けた自立の  
基盤づくり

(1) 障がい児保育・療育・教育

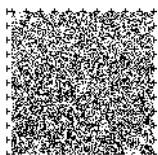
(2) 社会参加や就労の促進

3 障がいのある人が安心して  
暮らしていくための仕  
組みづくり

(1) 居宅生活支援

(2) 施設サービス

(3) 相談支援・情報提供体制





[ 施策 ]

[ 事業 ]

① 広報・啓発活動の充実

市民に対する啓発活動の推進/市職員の障がいのある人に対する理解促進/福祉・人権教育の充実

② 支えあいのネットワーク

関係機関・団体のネットワーク化/サービス事業者との連携

③ 「心のバリアフリー」の推進

副籍交流の実施/小金井市障害者差別解消条例の普及啓発/障害者週間行事の活用

① 障がい児保育・療育・教育の充実

特別支援教育の体制づくり/特別支援学校等への就学の支援/特別支援教育の充実/特別支援を要する児童・生徒への支援/教育助成金の支援/児童発達支援センター「きらり」における事業の推進/障がい児保育の推進/障がい児学童保育の充実/放課後活動の充実

① 雇用・就労の促進

就職活動の支援/市での障がい者雇用の拡大/市での職場実習の受け入れの検討/福祉喫茶等の充実/市の業務の委託等の促進/障がい者雇用の促進/一般企業等の職場実習の開拓/中間的就労の場づくりの検討

② 多様な社会参加の機会づくり

障がいのある人の自立をめざす学習の充実/障がい者スポーツの支援/農福連携の促進/選挙投票への支援/文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援/障がい者通所施設で作成した物品の販売や作品の展示機会の確保

① 自立支援給付

訪問系サービス事業（自立支援給付）/日中系サービス事業（自立支援給付）/補装具費の給付（自立支援給付）

② 地域生活支援事業

コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）/日常生活用具費給付（地域生活支援事業）/移動支援事業（地域生活支援事業）/日中一時支援事業（地域生活支援事業）/訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）

③ その他事業

精神障害回復途上者デイケア事業/重度脳性麻痺者介護事業/心身障害者介護人派遣事業/心身障害者寝具乾燥サービス事業/精神障害者配食サービス事業

① 施設サービスの充実

居住系サービス事業/通所系サービス事業

① 相談支援体制の充実

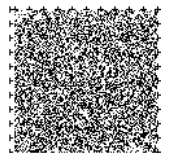
市の自立生活支援課の窓口/障害者地域自立生活支援センター/地域活動支援センター/障がい者相談員活動の実施/ケアマネジメント（個別の支援計画）の拡充/相談支援専門員の養成

② 情報提供体制の充実

「障がい者福祉のてびき」の発行/「小金井市障害福祉サービスガイドライン」の発行/公共施設における情報提供/市のホームページでの情報提供

③ 包括的支援体制の整備

福祉総合相談窓口との連携/地域活動支援センターの充実/精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



[ 基本理念 ]

障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として  
自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける  
共生都市・小金井の実現

[ 基本目標 ]

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

[ 基本施策 ]

(4) 保健・医療

(5) 経済的支援

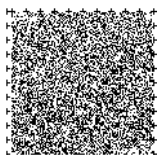
(6) サービス利用に結びついていない人への支援

(1) 自由な移動の確保

(2) 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援

(3) 住まいの確保・整備

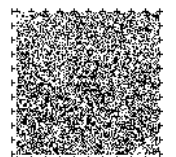
(4) 災害発生時の支援



[ 施策 ]

[ 事業 ]

① 保健・医療の充実	医療・リハビリテーション相談の充実/療育相談/歯科相談/障がいの早期発見/障がい者健康診査/医師による訪問健康診査/精神保健福祉相談・医療相談/リハビリテーション体制の整備
② 医療に対する助成	心身障害者（児）医療費の助成/自立支援医療の充実
③ 重度障がい・医療的ケア児（者）支援の充実	重症心身障がい児（者）等への支援/医療的ケア児（者）とその家族等への支援の推進
① 手当等の支給	障害基礎年金・特別障害給付金/特別障害者（児）手当等の支給/特別児童扶養手当の支給/東京都重度心身障害者（児）手当の支給/児童育成手当（障がい）の支給/心身障害者福祉手当の支給/難病者福祉手当の支給
② 諸料金等の助成	障がい者（児）日常生活用具費の自己負担分の助成/診断書料の助成
③ 料金等の減免	下水料金の減免/軽自動車税の減免
① サービス利用に結びついていない人への支援	高次脳機能障がいへの対応/障がい者手帳を持たない要支援者への支援/サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ/発達障がいへの対応/医療的ケア児コーディネート事業
① 自由な移動の確保	タクシー代やガソリン費の助成/自動車教習費用の助成/自動車改造費用助成/各種交通機関の運賃及び通行料の割引/ハンディキャップ運行等の支援
① 情報アクセシビリティの向上	「声の広報」の製作/「声の議会だより」の製作/幅広いコミュニケーションのできる職員の養成等/審議会等への手話通訳者の配置/公的発行物への点字等整備/点字図書を提供/対面朗読の実施/デジター図書への対応/音声媒体・テキストファイルによる情報提供
② 意思疎通支援の充実	障がい特性やコミュニケーション手段（ツール）の確保及び理解促進
① 住まいの確保・整備	グループホームの整備/市営住宅の優先申込/障害者住宅入居等支援事業の実施/公営住宅のバリアフリー化/重度身体障害者（児）住宅設備改修費の助成/重度知的障害者（児）在宅設備改修費の助成/住宅相談の充実/障害者支援施設の確保のための取組
① 防災意識の向上	防災意識の向上/災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実
② 災害発生時の体制整備	災害発生時の体制整備/地域ぐるみの支援体制



## 7 数値目標とサービスの見込量

### (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

#### (1) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

##### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

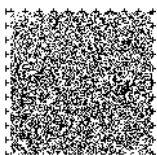
目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	55人	令和4年度末時点(58人)から5%削減【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者数(58人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

##### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値		設定の考え方
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)	10人	【国指針：当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定める】

##### 活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	13人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	16人	15人	15人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	42人	45人	49人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	18人	22人	26人



### 3 地域生活支援拠点等の整備

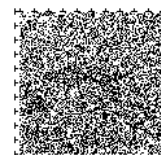
目標	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【国指針：令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	【国指針：令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

#### 活動指標

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	1か所	1か所	1か所
	多機能拠点整備型			
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実		検討	検討	検討

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	26人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績値(20人)の1.28倍増 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	25人 (1.31倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績(19人)の1.31倍増 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	2人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和4年度実績値(B型1人)の1.28倍増 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上(A型)、1.28倍以上(B型)】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	2事業所	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	60%	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合。令和4年度実績値(19人中8人)の1.41倍増 【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上】
就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所の割合	50%	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を5割以上。【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

目標	設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本】
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	【国指針：令和8年度末までに、各主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	【国指針：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

### 活動指標

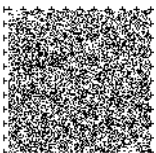
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	2人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	検討	検討

## 6 相談支援体制の充実・強化等

目標	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	【国指針：相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保】

### 活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員	16人	17人	19人



## 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【国指針：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

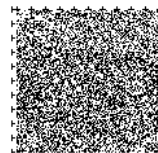
### 活動指標

目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	4回	4回	4回

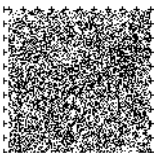
## (2) 障害福祉サービス・障害児支援の見込み

### 必要な量の見込み

区分	サービス名	単位	見込		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	人/月	144	145	146
		時間/月	1,427	1,437	1,447
	重度訪問介護	人/月	12	13	13
		時間/月	4,009	4,343	4,343
	同行援護	人/月	29	31	33
		時間/月	606	647	689
	行動援護	人/月	23	30	39
		時間/月	353	460	598
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	人/月	189	190	192
		人日/月	3,617	3,636	3,674
	自立訓練(機能訓練)	人/月	7	6	6
		日/月	45	39	39
	自立訓練(生活訓練)	人/月	28	33	40
		日/月	458	540	655
	就労移行支援	人/月	72	77	82
		日/月	1,122	1,200	1,278
	就労継続支援(A型)	人/月	12	12	12
		日/月	228	228	228
	就労継続支援(B型)	人/月	222	226	230
		日/月	3,259	3,318	3,377
	就労定着支援	人/月	30	34	38
		人/月	-	12	12
	療養介護	人/月	11	10	10
		日/月	332	302	302
	短期入所	日/月	45	46	46
		日/月	256	262	262
短期入所(福祉型)	人/月	38	39	41	
	日/月	226	232	244	
短期入所(医療型)	人/月	10	10	9	
	日/月	32	32	29	



区分	サービス名	単位	見込		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系	共同生活援助	人/月	155	167	179
	重度障害者の共同生活援助	人/月	13	18	25
	施設入所支援	人/月	56	55	53
	自立生活援助	人/月	1	1	1
計画相談支援・地域定着支援	計画相談支援	人/月	203	232	266
	地域移行支援	人/月	2	2	2
	地域定着支援	人/月	16	15	15
障害児支援	児童発達支援	人/月	103	112	120
		日/月	1,094	1,189	1,274
	医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
		日/月	8	8	8
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
		回/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人/月	291	315	340
		日/月	2,565	2,776	2,997
	保育所等訪問支援	人/月	23	38	64
		回/月	36	60	101
障害児相談支援	人/月	42	47	53	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	2	2	2	



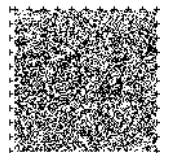


### (3) 地域生活支援事業の見込量

#### 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	16	17	19
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	検討	実施	実施
手話通訳者派遣事業	人/年	123	123	123
要約筆記者派遣事業	人/年	18	18	18
手話通訳者設置事業	人/年	102	102	102
代筆・代読ヘルパー派遣事業	人/年	検討	検討	検討
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件/年	12	12	12
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	24	24
排泄管理支援用具	件/年	144	144	144
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	7	7	7
終了見込者数	人/年	4	4	4
移動支援事業	人/年	129	137	145
	時間/年	11,273	11,972	12,672
基礎的事業	か所	2	2	2
	人/年	151	151	151
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	か所	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	か所	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	か所	0	0	0

必須事業



サービス名		単位	見込		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
任意事業	訪問入浴サービス	か所	777	871	977
		人/年	11	12	14
	日中一時支援事業	か所	4	4	5
		人/年	55	55	68
	住宅改修費用助成	人/年	4	4	4
	自動車運転免許取得費助成	人/年	1	1	1
自動車改造費用助成	人/年	2	2	2	

## 8 計画の推進体制

### (1) 計画の推進

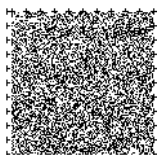
計画の実現のためには、市民との協働のもと、庁内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、広域的・専門的課題に対しては国や東京都等の関係機関も含めた広域的な連携を取りながら、障がい者福祉施策を総合的に推進していく必要があります。

#### ① 計画の推進体制

本計画を推進するためには、保健・福祉・医療のみならず、都市計画・教育・産業などの分野で全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠です。

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保に努めるとともに、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図り、必要に応じて関係機関との協議の場や庁内関係部署によりケースカンファレンスや情報共有を行っていきます。

本計画の進捗状況の把握については、小金井市地域自立支援協議会と連携を図りながら、計画の推進に関する必要事項の協議・検討を行い、本計画の推進に向けて関係機関との連携や広域的な行政連携を強化します。



## ② ネットワーク構築に向けて

障がい者福祉推進のためのネットワーク構築に向けて、市内事業所や関係団体との連携を深め、ニーズを的確に把握し、小金井市地域自立支援協議会と連携・協議を重ねながら、本計画の着実な推進を図るとともに、相談・支援体制の強化に努めます。

## ③ 国、東京都等の動きへの反映について

本計画においては、施策の推進を図るため、障がいのある人のニーズの把握に努め、進捗状況を定期的に確認し、事業運営に適切に反映していきます。

また、各市と情報を共有し、より良い制度に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対し必要な働き掛けを行っていきます。

今後も法制度の動向、社会情勢の変化等に対しては、状況に応じ、柔軟に対応していきます。

## ④ 計画の評価方法

「第4章 施策の展開」に定める事業については、PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善）の考え方にに基づき、小金井市障害者計画等推進庁内連絡会及び小金井市地域自立支援協議会において進捗状況の確認を毎年行います。また、最終年度には達成状況の評価を行い、事業内容の見直し等を行うことで効果的な施策の推進につなげるとともに、その後の計画に反映させます。

